

65歳以上の方へ

介護予防のための生活機能評価質問票  
(基本チェックリスト) をご返送ください

市では、誰もがこころと体が健康で生活できるように、介護予防を推進しています。高齢期は住み慣れた地域でいつまでも、いきいきと日常生活が続けられることが大切です。

今年も65歳以上の方を対象

に「生活機能評価質問票(基本チェックリスト)」を3月中旬に送付させていただきました。25項目の質問に回答していただくことで、足腰の筋力などの運動に関すること、栄養・口腔に関することなど、今のご自身の「健康状態」や自分で日常生活を営む能力である「生活機能」などを把握できます。その中で介護予防が必要な方には、市で実施し



ている介護予防事業をご紹介させていただきます。

お手元に封筒が届いた方は質問票にご記入の上、同封の返信用封筒でご返送ください。まずは自分の健康状態を把握し、健康の維持増進・健康長寿をめざしましょう！

■対象

平成25年3月31日現在で65歳以上の方(要介護・要支援認定を受けている方は除く)

■返送期限

4月30日(火)まで  
※同封の返信用封筒でのご返送ください。

■お問い合わせ

(保健福祉センター内)  
保健課介護支援担当  
☎233-43313

高齢者の方へ  
昼食の配食サービスが変わります！

市では、調理が困難なひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の方々に、昼食の配食サービスを行っておりますが、本年4月よりサービス内容が変更となります。

■対象者

調理が困難な在宅ひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯

※申請には、地区の民生委員の意見が必要です。

■サービスの変更内容

①利用日 365日に拡大します。  
(土・日・祝日・お盆・年末年始も利用できます。)

②利用者の負担金

・300円/1食に変更  
介護保険施設利用者への食費助成(100円)制度を昨年廃止したことにより、200円から300円に戻します。

・負担金は1ヶ月分を翌月初めに集金します。

③栄養表示

・毎食、安心して食べていただくために、野菜の使用量の表示やカロリー、塩分量を表示します。  
・毎月、1カ月分の写真によるメニュー表を利用者にお届けします。

④お好みのご飯の量を選択

190グラム(茶碗1杯分)と、240グラム(茶碗大盛り1杯分)の2種類から選択できます。

■お問い合わせ・お申し込み

福祉課社会福祉担当 (内線181)

障がいのある方へ  
タクシー利用料金の一部を助成

市では、在宅の重度心身障がい者(児)の方の社会参加と、生活圏の拡大を支援するため、タクシー料金の一部を「利用券」により助成しています。

利用している方は、交付の対象になりません。

■申請 4月1日(月)から  
■申請に必要なもの  
身体障害者手帳  
または療育手帳及び印鑑

■利用券交付枚数  
24枚/年間(1ヶ月2枚)  
※腎臓機能障害1級の手帳所持者は、36枚/年間(1ヶ月3枚)

※年度の途中で申請した場合、月割になります。  
■利用方法  
・山梨県タクシー協会加盟

■お問い合わせ  
福祉課障がい福祉担当  
(内線182・183)

○療育手帳 A所持者  
1・2級所持者  
○身体障害者手帳  
○施設へ入所している方や、自動車・軽自動車税を減免さ